

令和8年1月9日

各 位

田川信用金庫  
理事長 中 藤 保 弘

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら当金庫におきまして、元職員による下記内容のお客様のご預金の着服ならびに当金庫内の現金の窃取を行うという不祥事件が発生いたしました。

地域密着型の金融機関である信用金庫の社会的・公共的な役割から高い信用と倫理観を求められる立場にありながら、このような事件を発生させましたことを役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われましたお客様をはじめ、日頃より当金庫を信頼しお取引いただいているお客様、会員の皆様、地域の皆様等、関係する全ての皆様方に多大なご迷惑をお掛けしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

(1)事故者 元職員（36歳・男性・得意先係長）

(2)発生店舗 行橋支店

(3)事故の内容 お客様からお預かりした普通預金、定期預金および定期積金の掛け金を不正に流用、着服ならびに当金庫内の現金を窃取し、自身の遊興費やローンの返済に費消していたほか、流用した他のお客様の補填に充てていました

(4)事故金額 10,609,621円

<内訳>

お客様 8,609,421円（24先）

当金庫 2,000,200円

実損金額： 0円

(5)発生期間 令和7年5月から令和7年10月

(6)発覚日 令和7年10月28日

(7)発覚の経緯 発覚日前日、事故者が午後の外訪に出たまま戻らず、連絡不能となつたことから、翌営業日に事故者が前日の午後に訪問予定であったお客様を訪問し確認したところ、定期積金を集金したまま失踪していたことが判明しました。その後、内部調査を行いその他の着服も判明、事故者発見後に本人も着服（お客様預金等の着服および金庫内現金の窃取）について認めました。

## 2. 被害に遭われたお客様への対応

ご迷惑をお掛けしましたお客様には、訪問のうえ事実関係をご説明し、深くお詫びを申し上げております。  
なお、被害額につきましては、すでに事故者より全額弁済されております。

## 3. 関係機関への届出

本件については事件発覚後、速やかに監督官庁に届出を行っており、警察にも報告しております。

## 4. 関係者の処分

元職員は当金庫の内部規程に則り、令和7年1月20日付で懲戒解雇処分しております。  
また、経営責任、管理者・監督者責任を明確にするため、役員を含む関係者につきましては厳正な処分を実施いたしました。

## 5. 今後の対応

当金庫では、これまで法規遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、法規遵守態勢の強化に取り組んでまいりましたが、今回の不祥事件を厳粛に受け止め、さらなるコンプライアンス教育の徹底と内部管理態勢の強化・充実への取組みを行い、役職員一同全力をあげて再発防止に努めてまいります。

以上

○本件に関するお問い合わせ先

田川信用金庫 二 場・小 田

電話番号 0947-42-4040